

令和8年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価等について（案）

1. 現状について

- 令和8年度診療報酬改定に向けて、診療報酬における医療技術の適正な評価の観点から、医療技術評価分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下単に「評価」という。）に関する検討を行っている。
- 具体的には、本年2月から6月にかけて、学会等から合計807件の提案書が厚生労働省に提出された。学会等からのヒアリングの内容と、今般医療技術評価分科会の下に設置したワーキンググループの意見を踏まえ、事務局において提案内容や重複提案の有無の確認を行ったうえで、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」を作成した。
- 医療技術の再評価について、令和8年度診療報酬改定に向けては、関係学会からの提案とは別に、分科会において指定する以下の既存医療技術を対象として、関係学会から医療技術評価報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めることとなった。
 - A) 令和6年度診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされたうち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等で記載あり」とされた技術（計116件）
 - B) 平成28年度から令和6年度までの診療報酬改定において、レジストリの登録を要件として保険適用された技術（計40件）
- 医療技術の体系的な分類について、厚生労働省行政推進調査事業「公的医療保険における外科手術等の医療技術の評価及びその活用方法等に関する研究」によりSTEM7の分類に基づく各手術の麻酔時間の分布に係る解析が行われ、一部整形外科手術において、術式ではなく手術部位により麻酔時間が異なることが明らかになった。これを踏まえ、同研究より整形外科領域におけるKコードの見直し案が示され、令和8年度診療報酬改定に向けては、分科会で引き続き具体的な対応の検討を進めることとした。

2. 令和8年度診療報酬改定における対応について

(1) 評価の対象等について

- 令和6年度診療報酬改定までの取扱い及び令和7年2月3日の医療技術評価分科会における検討を踏まえ、以下の取扱いとする。
 - ① 分科会に提案書が提出された医療技術について
 - ・ 評価の対象となる医療技術は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第13部「病理診断」、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第14部「病理診断」に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術であって、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る。
 - ・ また、提案書が提出された医療技術の実施に当たり、薬事承認されていない医薬品、医療機器又は体外診断薬を使用するものは、原則として分科会における評価の対象外とする。提案書が提出された後、令和7年8月末日までに承認が確認されたものについては、評価の対象となる。
 - ② 先進医療として実施されている医療技術について
 - ・ 先進医療として実施されている医療技術についても、平成30年度診療報酬改定以降の取扱いと同様に、分科会における評価の対象とする。
 - ③ 保険医療材料等専門組織において審議を行った医療技術について
 - ・ 保険医療材料等専門組織で審議された医療技術のうち医療技術評価分科会での審議が必要とされた医療技術について、分科会における評価の対象とする。
 - ・ 技術料に一体として包括して評価される医療機器についてのチャレンジ申請により、保険医療材料等専門組織において技術料の見直しを行うことが適当とされた医療技術についても、分科会における評価の対象とする。

(2) 医療技術の再評価にかかる報告書について

- すべての対象技術から報告書の提出を受け、必要に応じて提出学会等に対して事務局によるヒアリングを実施したところ。
- 「ガイドライン等で記載あり」とされた116件の医療技術について、ガイドライン等における当該技術の推奨度が高くなったものが10件、当該技術の位置づけが変化していないものが106件であった。
- レジストリ登録を要件とされた40件の技術について、症例の登録数が少ない等の理由のため解析が行われていないものが22件、解析が行われたものが18件であった。

- 令和7年2月3日の医療技術評価分科会における検討を踏まえ、分科会において以下のように評価することとする。
 - A) 「ガイドライン等で記載あり」として指定された医療技術については、ガイドライン上の位置づけの変化等を分科会における評価の参考とする。
 - B) レジストリの登録を要件として保険適用された技術として指定された医療技術については、レジストリの解析により当該技術の有効性・安全性が示されているか確認する。なお、有効性・安全性が確認された技術については、関係学会と協議し、レジストリの登録を引き続き要件とすべきか分科会において検討する。

(3) 医療技術の体系的な分類について

- 整形外科領域におけるKコードの見直し案について、関係学会との調整を踏まえ、別添（技-1-1参考6）のとおり、見直し案を示す。令和8年度診療報酬改定に向けて当該見直し案を踏まえた対応を行うこととする。

3. 令和8年度診療報酬改定に向けた医療技術評価等の進め方について（案）

(1) 評価の対象等について

- 本日の分科会において、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）」に基づき、各技術が分科会における評価の対象となるか否かについて検討することとする。
その結果、「医療技術評価分科会における評価の対象となる技術」とされたものについて、今後、分科会において評価を行うこととし、「医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術」とされたものについては、評価を行わないこととする。
- なお、先進医療として実施されている技術については、先進医療会議の検討結果を踏まえて評価する必要があることから、提案書等の資料を先進医療会議に共有し、先進医療会議での評価に資するために必要な連携を確保することとする。
- 令和8年1月を目途に開催予定の分科会において結果をとりまとめ、その後中央社会保険医療協議会（中医協）へ報告し、中医協総会において最終的な検討を行う。

(2) 医療技術の再評価にかかる報告書について

- 「ガイドライン等で記載あり」とされた医療技術のうち、当該技術のガイドラインにおける位置づけの変化が見られたもの及びレジストリ登録を要件とされた技術のうち、解析が行われたものについて、今後、分科会において評価を行うこととし、それ以外のものについては、評価を行わないこととする。

- 令和8年1月を目途に開催予定の分科会において結果をとりまとめる。レジストリの登録を要件とされた技術のうち、有効性・安全性が確認された技術については、関係学会と協議した上で、レジストリの登録を引き続き要件とすべきかを分科会において検討する。
- 令和8年度診療報酬改定において保険収載される医療技術のうち「ガイドライン等で記載あり」とされた医療技術については、令和6年度診療報酬改定での対応と同様に、引き続き報告を求ることとする。また、レジストリ登録を要件とされた技術のうち、医療技術評価分科会での検討の結果、引き続き報告を求めることとされた医療技術については、今後も改定毎の報告を求ることとする。

(3) 医療技術の体系的な分類について

- 整形外科領域におけるKコードの見直し案について、令和8年1月を目途に開催予定の分科会において報告し、令和8年度診療報酬改定で対応を行うこととする。